

Title	陳荊和編阮朝硃本目録 第一集, 嘉隆朝
Sub Title	
Author	大澤, 一雄(Osawa, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1962
Jtitle	史学 Vol.34, No.3/4 (1962. 3) ,p.175(429)- 182(436)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19620300-0175

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

地方は“*eremum*” (←*erēmos*. Gr. 荒地) と記されている。

(23) 即ち、“Nabataean-Byzantine” と云う考古學的年代のうち Glueck は前半 (西紀前第二世紀から西紀後一〇六年) を “most flourishing period” とするのに対して、Mayerson は後半に最盛期を見ている。

陳荆和編阮朝硃本目錄 第一集 嘉隆朝

ヴェトナム近世史という比較的開拓のおくれている分野の研究に先鞭をつけ、既に多くの業績を發表しておられる陳荆和氏によつて昨年 (一九六〇年四月) 表記の目錄が出版された。

これは、同氏が、順化大學と臺北の China Council For Eastern Studies の委囑を受けて着手されている仕事の成果の一部であるが幸いにして、同氏の御好意により一本が本塾東洋史研究室に寄贈されたので本書出版の経緯や構成等について記し、本書の紹介を試みてみたい。

本書は 1. Preface 2. Acknowledgment 3. Introduction to the Imperial Archives of Nguyễn 4. Appendix; List of 《Châu-Ban》 5. Catalogue of the Imperial Archives of Nguyễn という構成からなつてその1から4までは英語・ヴェトナム語の兩語で書かれ、5の目錄の部分は漢文とヴェトナム語とが對照されている。

順化大學學長 Cao-Van-Luân 氏の序文によると同大學は一九五九年七月、National History の研究を科學的に發展させるという使命を果すために、多くの歴史家を招いてヴェトナム史料翻譯委員會 (The Committee for the Translation of Vietnamese Historical Sources) を設立して國民的な歴史に不可欠な文書を蒐集、分類、翻譯するという事業を推進

する中核となしたのである。そしてその最初の事業として阮朝
硃本の分類と目録作成がとり上げられた。

この計畫はヴェトナム共和國大統領の承認と奨励、更に
Harvard-Yenching 協會と Asia Foundation の援助をう
け、比較的短期間に、一部の成果を發刊するに至つた。

硃本とは、皇帝が個人的な意見を述べた公文書を指し、その
史料の價値は極めて高いものである。

阮朝の歴代皇帝の硃本は、順化の宮廷内の内閣や國史館に收
藏されてをり、その存在は一部研究者の間では知られてはいた
が種々の制約のために史料として活用しうるには至つてをら
ず、保存の不備のままに汚損にまかされていた。

其上、インドシナ戦争の余波をうけて、これら貴重な史料
の多くは散佚してしまい、現存するものは分量にして、原史料
の五分の一にしかすぎないということである。

陳氏は、この殘存硃本の内容を世界に紹介するために招かれ
て目録作成の任に當つて來られたのである。

同氏によると殘存する硃本は阮朝を通じて六一一卷であり、
その内容は左の通りである。

- 嘉隆帝 (一八〇二年——一八一九年) 五卷
- 明命帝 (一八二〇年——一八四〇年) 八三卷
- 紹治帝 (一八四一年——一八四七年) 五一卷
- 嗣德帝 (一八四八年——一八八三年) 三五二卷

建福帝 (一八八四年) 一卷

同慶帝 (一八八六年——一八八八年) 四卷

成泰帝 (一八八九年——一九〇七年) 七四卷

維新帝 (一九〇七年——一九一六年) 三五卷

啓定帝 (一九一六年——一九二五年) 四卷

保大帝 (一九二五年——一九四五年) 二卷

この中で本第一集に收められたものは嘉隆帝期硃本五卷のう
ちの四卷だけである。

除かられている第五卷は御藥日記と題されてをり、帝の第十
八年(大陰一月十五日——十二月十五日)の間に、帝の健康維
持のために太醫院から提出された九四の處方からなつてゐる。

帝は同年十二月十九日に歿したので、この日記は帝の晩年の健
康状態を知るためには貴重なものであるが、他の史料とは異つ
た性格をもつてゐるため、この部分の出版は、他の機會を俟つ
ということが、前記委員會において決定されたのである。

陳氏は本目録が第一集であることから特に Introduction to
the Imperial Archives of Nguyễn Dynasty とつう章を
設け、硃本に關する幾つかの問題について論じ、ヴェトナム史
研究家のために手引を提供されている。

この部分は大南會典事例・明命政要等に依據して記述がす
められてゐるが、この分野についての研究が皆無に等しい現狀
でもあり、かつ、本目録の購入も困難であるので、少しく繁瑣

にわたる嫌がないでもないが、原文の構成したが詳しく紹介してみたいと思う。

1. 阮朝における内閣の起源と機能

内閣制度は嘉隆帝期には成立してをらず、侍書院・侍翰院・内翰院（一八〇二年に創設）が、皇帝の個人的な文書の管理、勅令の起草、保存に任じ、玉璽は尙寶卿の管理するところであった。

明命帝の第一年（一八二〇年）、侍書院は文書房と改稱され、かつ前三院の職務は文書房に引継がれ、尙寶卿、尙寶少卿が文書房を統制するに至つたが、明命十年（一八二九年）、帝は明清の制度を模して文書房を内閣（*Nai-Cao*）に改組した。かくして、阮朝史上、はじめて内閣が出現したのである。

内閣は尙寶曹・記注曹・圖書曹・表簿曹の四曹からなつていた。

（明命十七年—一八三六年、圖書曹は秘書曹に、記注曹は承務曹に改稱された。）

内閣の構成員は当初は二八名（侍讀二、旨承二、修撰四、編集二、検討二、典簿—檢簿八、侍詔八）であり、彼等は翰林院の構成員でもあつた。

その後、帝は一八三四年に二名の検討を増員し、紹治帝第四年（一八四五年）には著作・編集夫々二名が加えられたので構成員は三四名を算するに至つた。

この紹治帝第四年の増員の際内閣の尙寶曹は尙寶所に、秘書曹は圖書所に、承務曹は絲綸所に、表簿曹は本章所に改稱され、本章所は更に、吏戸章、禮兵章、刑工章の三章に分けられ、各所には次の如き人員構成が定められた。

尙寶所 六名（旨承1、修撰1、編集1、検討1、典簿1、侍詔1）

圖書所 九名（侍讀1、著作1、修撰1、編集1、検討1、典簿2、侍詔2）

絲綸所 九名（同右）

本章所 十名（旨承1、修撰1、編集1、検討1、典簿3、侍詔3）

計三四名

しかし、更に紹治帝の第七年（一八四七年）には、絲綸所及び圖書所に夫々編集一名、検討一名、典簿一名、侍詔一名が、本章所には編集一名、検討三名が増員され、本章所の典簿・侍詔夫々二名が除かれている。

その後、建福帝の第一年（一八八四年）に内閣の人員は二八名に減ぜられ、同慶帝の第二年には（一八八七年）十六名に、更に同年中に六名にまで減員されている。

名稱上の改革は啓定帝の時にもなされ、本章所は章籍所となつたが、嗣德帝以後、阮朝の權威が失墜し、ヴェトナムが、フランスの支配下に入るに及んで、内閣は實質的には存在理由を

失なつてしまひ、單に文化人のための知的中心としての意味しかもたず、皇帝の作詩指導や皇帝の作品蒐集が、主たる仕事になつてしまつた。かくして保大帝の一九三三年五月二日には范瓊 Pham-Quynh を長として設けられた御前文房に内閣の仕事は引繼がれ、内閣制度は一〇四年の歴史を終ることになるのである。

内閣の職務分掌、職務内容について一言すれば、必ずしもこれは時代により一定していた譯ではないが、大體左の紹治帝期のそれによつて推察しうるであらう。

尙寶所 勅令・布告の草案作成、公文書に玉璽を捺し、硃本の復寫をし、コピーを關係官廳に送付、毎月末皇帝の公式書類の寫しを檢討、それらを保管のために本章所に送達する。

絲綸所 官吏に佩牌を配布、諭旨を起草、皇帝に提出すべき公文書のため票擬を準備し、毎日公文書を檢討し、六部及び内閣提出の書類の草案を保管する。

秘書所 皇帝の散文・詩文の裝釘、又その出版のために本版をつくらせること、外國、特に清朝からの外交文書を保管する。

本章所 毎月末に尙寶所及び絲綸所より送付された書類を分類、ラベルと内容概略をつけて裝釘する。

吏戶章 吏部・戸部・機密院・侍衛處・都察院・通政司

・火藥鎗庫・郵政及び首都の各營衛に關する公文書の保管

禮兵章 禮部・兵部・尊人府・翰林院・欽天監・國子監
・守護使・典儀司・太常寺・光祿寺・膳政・府
第・承天府・洋程派員の公文書の保管

刑工章 刑部・工部・武庫・武庫督工・內務督工・大理寺・三法司の公文書保管

2. 皇帝文書の傳達と管理

皇帝に對する奏・奏摺は地方官の場合、通政司を経て關係官廳に送達され、更に内閣を経て皇帝に提出された。

中央の官吏の奏・奏摺は直接内閣に提出され皇帝のもとにとどいた。

これ等の場合奏は三通作成され、原本を甲本と稱し、副本二通は乙本と稱された。

内閣における奏の受付は奇數日には午后一回、偶數日には午前、午後各一回と定められてをり、内閣の構成員の一人が奏書盒をもつて左廡に赴むいて受領する。

その際、普通の奏には例進牌を、緊急を要するものには奏事牌という札をつけ、前者は盒の底部に、後者は盒の上部に收められ、内閣においては上部の緊急を要するものから討議される。

内閣はすべての奏の副本を閱覽する特權を有してをり、奏の内容が重要である場合には提出官廳に差して票擬を求めたり、

説明を要求することが出来た。

内閣は奏に對する票擬を付してから皇帝に提出するが、その前に原本・票擬に誤謬のない事を確認し、副本二通は内閣に保管されなくてはならない。

又、奏の内容が、先例のない昇進とか處罰に關する場合、内閣はあらかじめ皇帝の意見を仰ぎ、その意見に従つた票擬を作成しなくてはならなかつた。

この様に、奏の内容を討議し、票擬を供するために費し得る時間は明命・紹治帝期においては原則として一日であつたが、再調を要する場合は三日まで延期し得、特に複雑な問題に關しては十日間までの余裕が認められていた。

しかし、十日以上の調査・討議を必要とする場合には皇帝の許可を得なくてはならなかつた。

諸部と内閣の意見が相違する場合、その決定が皇帝に委ねられたことは云うまでもない。

明命時代には諸部の構成員は地方又は下級機關からの奏の副本を閲讀し、その内容について検討を加えてから、内閣經由で皇帝に提出することも許されたが明命十九年（一八三八年）以降、軍事機密に關するものについては諸部が公開することを禁じた。

又、この時代には黃黏（Hoàng-Niêm）の手續も認められ

た。

これは皇帝に代つて奏の原本に添付されている黄色の小紙片に、皇帝としての意見を起草し、然る後に皇帝の裁可を求める制度である。

内容の重要性に應じて事前に皇帝の指示を得る場合もあつたが、この制は紹治帝の三年（一八四三年）に一時廢され、嗣徳帝の一八四八年再び採用せられた。

皇帝が書類を閲覽し、皇帝個人が意見や指示を與える場合、帝の意見は朱筆を用いて記されたので、この帝の見解を示した書類は硃本と稱され、その意見は絶對的なものとして變更や制限を加えることは許されなかつた。

この硃筆による帝の意志表示は大體次の四つに分類することが出来る。

1. 硃批（Châu-Phê） 皇帝の指示が、長文又は短文からなる場合もあつたが、大體は定形化してをり、知道了（seen）・依奏（Opinion approved）・依議（proposal approved）等と記された。
2. 硃點（Châu-Điểm） 重要問題でない場合には閲覽済又は承認の意味を示すために原本の奏という字の上に朱筆でしるしをつけた。
3. 硃圈（Châu-Khuyên） 昇任・任命の様に皇帝が選擇する場合、最も望ましい者の氏名を丸くかこつ

た。

4. 硃抹 (Chau-mat) 或いは硃改 (Chau-Cai) 皇帝が意見の相違又は計畫の變更を指示するために關連する節又は氏名の上に朱線を引く。

硃點がつけられたものについては他の記號がつけられることはないが、硃批・硃圈或いは硃批・硃抹が、或いは硃圈と硃抹が同一の書類に付されることは屢々あつたのである。

この様にして皇帝の意見が付されると書類は内閣に差戻され、原本の寫しの上に墨で皇帝の意見が轉記され、奉硃批欽此、奉硃點欽此等の節が加えられる。

帝の意見が長文によつて示されている時はその文頭に奉の字を、末尾に欽此の字を加えるのである。

そして寫しの末尾には内閣恭錄と記し、内閣の印を捺し、原文の題という字の下に年號某月日内閣臣某奉と記して、責任者の氏名を明示した。

皇帝個人によつて起草された諭の場合、内閣は、諭のあてらるべき官廳に通知し、その官廳の役人はその官廳印を内閣において引かえに草案をもちかえつて轉記してから内閣に返却するという手續をとつた。

又璽には十四種の金玉寶璽と六種の玉璽があり夫々の文書の性格に應じて使い分けられていた。

その種類だけを例擧すると左記の通りである。

金玉寶璽

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 御前之寶 | 2. 文理密察 |
| 3. 皇帝之寶 | 4. 敕命之寶 |
| 5. 制誥之寶 | 6. 命德之寶 |
| 7. 國家信寶 | 8. 皇帝尊親之寶 |
| 9. 敕正萬民之寶 | 10. 討罪安民之寶 |
| 11. 欽文之璽 | 12. 睿武之璽 |
| 13. 大南協紀曆之寶 | 14. 齊家之寶 |
| 玉璽 | |
| 1. 萬壽無疆 | 2. 皇帝之璽 |
| 3. 大南天子之璽 | 4. 大南皇帝之璽 |
| 5. 宸翰之璽 | 6. 行在之璽 |

内閣の公式文書管理の目的をもつて明命帝の第七年(一八二六年)には東閣が設けられ、條約原本、外交文書、皇帝の著作物、地圖、硃本(硃本ははじめ内閣に保存されたが、嗣德帝は大南寔錄等の史書編纂のため大部分を國史館に移轉した)がおかれた。

嗣德帝の第五年(一八五二年)には聚奎書院が東閣内に設けられ、書籍を經史子集に分類し保存した。

又、内閣の秘書所及び本章所の所管に屬する重要な文書、例えば清朝より阮朝にあたえられた文書の類は、乾成殿に保存された。

この他に地方税、人口等に關する記録のように阮朝の社會・經濟生活に關する史料は藏書樓に保存された。

保大帝の十七年（一九四二年）、これらの公式文書の管理が悪く、汚損も甚しい状態であつたので、Ngô-Dinh-Nhu氏とTrần-vân-Lý氏は文書を Institute of Cultureに移し、それらを修復、保存する委員會を設立することを帝に求めて承認を得た。

この委員會の議長には Ngô-Dinh-Nhu氏が就任し、同年二月より仕事は開始された。

先ず、この委員會は文書を年代別、各省別、官廳別に分類し、中國語及びヴェトナム語による目録も作成されたが、一九四九年三月から一九五四年七月のジュネーブ會議までの動亂のため史料は多く散佚し、殊本の如きも《Đông-Ba》《Bao-Vinh》《Nam-Phô》《Sam》等の市場に賣り出されたと云われ、完全な形で整理する望みは全くなくなつてしまつたのである。

3. 殘存記録——その修復と分類

この部分は既述の個所と重複するので省略するが、嘉隆帝期の記録について付言すると、皇帝文書の大部分は公同（Cộng-Dông）（これは後には機密院と同じ役割演じたのである）から發せられたが、これらの布告は次の五種に分類される。

1. 公同傳 Administrative directions
2. 公同差 Orders for Official missions

批評と紹介

3. 公同付 Certificates and nomination
4. 公同公移 Directives to inferior offices
5. 公同譴 Indictments or punishments

公同は皇帝の名によつて事をはこんだので、欽旨の字が加えられて例えば公同譴が、公同欽旨譴と呼稱されることが屢々であつた。

文書の形式から云うと、

公同傳某部衙（某官）遵知……………茲傳

という定形をなしてをり、公同差及び公同譴も同様である。

公同付は茲傳に代つて茲付で終つた。

公同公移の場合は

公同爲公移事……………公移（右移）某人照會を定形とした。

詔は嘉隆時代公同から發せられてをらず、恐らく、侍書院から發せられたと考えられるが、これは詔……………特詔という形式であつた。

奏は稽首頓首百拜謹奏爲由茲……………謹具奏聞という形をとつた。

その他に旨、申（上級機關への報告）、計、啓、咨呈、札等とよばれる種類の文書も存在した。

嘉隆帝の治世は動亂期に引繼いでいたので軍事的慣習も多く殘存してをり、行政組織も明命帝期に比して單純であつたが、多くの公同傳・詔・旨・奏が字喃で書かれていたということは、

この時期に獨特の現象であつた。

本目錄第一集の内容は次の通りである。

嘉隆期第一卷 (G・L・1) 第一、二、四、五、九年にわたる公同傳、公同差、公同付、詔、旨、甲、計、奏の寫本からなつてゐるが大部分は公同傳である。

嘉隆期第二卷 (G・L・2) は詔、公同傳、奏、申、計の寫本、詔、啟、奏の原本からなり、これらの原本には帝の意見が付されてゐる。

嘉隆期第三卷 (G・L・3) 奏、詔、啟、公同傳、旨、咨呈の寫本が含まれてゐるが、詔の寫本が大部を占めてゐる。

この他、啟の原本一部、公同傳の原本二部、令旨の原文の一部があり、これらには皇帝の意見が付されてゐる。

又、雲南開化府の地方官によつて書かれた札や、前朝阮昭妃烈夫人墓志郊の寫本も含まれてゐる。

嘉隆期第四卷 (G・L・4) にはタイ國に關係する五部の寫本、フランス船の指揮者及び宣教師によつて書かれた通信文の寫本六部、嘉隆十六年 (一八一七年)、文山縣で天主と稱した高 (Gao) という叛徒の票諭の寫し、清の仁宗が丁丑の歳の (一八一七年) 一月二十三日英國王に送つた勅令の寫し一部とからなつてゐる。

本文の目錄は朝代・年月日・集頁・類・出處摘要・備註という順序にしたがつて配列されてゐる。

内容は既述の如く多岐に亘つてゐるので、ここに簡単に結論めいたことは云えないが、大南寔錄等の年代記に記録されてゐない詳細、かつ、具體的な問題も多く含まれてをり、目錄ではあるが摘要を利用することによつて今後阮朝史の研究が深められるための指針となることは疑いが無い。

この様な尨大な史料と取組んで目錄を作成するということは容易な事業ではなく、全成果が出版されるまでに後何年を要するかは想像もつかないが完成の暁には阮朝史研究の飛躍的發展が約束されてゐるといつてよいであろう。陳荆和氏の御健闘を祈るのみである。

専ら陳氏の敘述にしたがい、單にレジュメをしたにすぎず、目錄の内容そのものについての検討に及んでいない、全く文字通りの紹介にしかすぎないが、この小文が、陳氏の業績の一部でも、讀者にお傳え出來たとすれば私によつては本望であると云わればならない。

(大澤一雄)